

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和5年10月4日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2300181号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2300099号

第1 結論

- 1 請求期間のうち、請求者のA社における平成15年10月11日から平成17年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成15年10月から平成16年8月までの標準報酬月額については9万8,000円から30万円、同年9月から平成17年8月までの標準報酬月額については9万8,000円から32万円とする。

平成15年10月から平成17年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

- 2 その他の請求期間(平成17年9月1日から平成18年9月21日までの期間)については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年10月11日から平成18年9月21日まで

A社に勤務していた請求期間の標準報酬月額が、当時受けていた報酬額とは異なって記録されている。A社からは、社会保険事務所(当時)の指導により、実際の報酬額よりも減額して届けたとの説明を受けたが、既に数人の同僚が記録訂正されたと聞いている。調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成15年10月11日から平成17年9月1日までの期間について、オンライン記録により、平成17年6月24日付けで、同年1月1日に遡って、それまで32万円と記録されていた請求者の標準報酬月額が9万8,000円に減額訂正され、その後、同年10月6日付けで、平成16年の定時決定及び平成17年1月の随時改定が取り消され、資格取得時(平成15年10月11日)に遡って、それまで30万円又は32万円と記録されていた標準報酬月額が9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録により、請求者と同様に、A社の多数の従業員についても、標準報酬月額が遡って9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる上、これら従業員のうち二

人から提出された給与支給明細書により、標準報酬月額が遡って9万8,000円に減額訂正されている期間においても、当該標準報酬月額を大幅に上回る報酬の支払があったことが推認できる。

さらに、年金事務所から提出された滞納処分票により、請求期間当時、A社が社会保険料を滞納していたことが確認できるところ、同社の事業主は、社会保険料を滞納していたことから、社会保険事務所の指示により、減給はしていないものの、標準報酬月額を減額訂正する届出を行った旨回答している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成17年6月24日及び同年10月6日付けで行われた遡及減額訂正処理は事実即ししたものとは考え難く、請求者について、当該遡及減額訂正処理に合理的な理由はなく、有効な記録訂正であったとは認められない。

したがって、平成17年6月24日及び同年10月6日付けで行われた遡及減額訂正処理の結果として記録されている請求者の平成15年10月から平成17年8月までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成15年10月から平成16年8月までは30万円、同年9月から平成17年8月までは32万円に訂正することが必要である。

- 2 請求期間のうち、平成17年9月1日から平成18年9月21日までの期間について、オンライン記録により、請求者の当該期間に係る標準報酬月額は、平成17年の定時決定により9万8,000円と記録されているところ、当該定時決定は同年7月29日に処理されており、遡及減額訂正ではないことが確認できる。

また、請求者と同様に、平成17年の定時決定により標準報酬月額が9万8,000円と記録されている従業員から提出された給与支給明細書によると、同年9月以降においても、当該標準報酬月額を大幅に上回る報酬の支払はあるものの、控除されている厚生年金保険料額は当該標準報酬月額に見合う額であることが確認できる。

さらに、請求者は、厚生年金保険料の控除額を確認できる給与支給明細書を保有していない。

このほか、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間のうち、平成17年9月1日から平成18年9月21日までの期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。